

## 維持管理計画書

産業廃棄物焼却施設の維持管理は次の通りとします。

### (1) 施設への出入り

- ア) 施設は当社岐阜工場内に設置してあり、部外者がみだりに当該施設に立入ること防止する。
- イ) 岐阜工場内への入場は正門とし、正門には守衛を配置し、守衛不在時にはビデオ監視する。

### (2) 処理能力に見合った処理

- ア) 焼却処理を行う産業廃棄物は、適正な処理とするため当該設備の処理能力に見合った受入量となるように受入時にトラックスケールで計量を実施する。
- イ) 施設での産業廃棄物の焼却は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

### (3) 施設の維持

- ア) 産業廃棄物の飛散・流出及び悪臭を防止する為に、必要に応じシート及び散水などの処置を講ずるとともに、施設内を清掃し清潔の保持に努める。
- イ) 定期的な点検、機能検査  
施設の正常な機能を維持するために、定期的な施設の定期修理計画を策定し、定期点検及び修理を実施する。
- ウ) 日常の設備維持  
施設の正常な機能を維持するために、日常パトロール点検を実施する。
- エ) 騒音の防止  
施設は敷地境界線における騒音基準をクリアーしている。尚、周辺環境に応じてサイレンサーや防音壁を取り付ける。
- オ) 振動の防止  
十分な基礎重量を確保している。尚、必要に応じ基礎部及び鉄骨部の防錆処置を実施する。
- カ) 発塵の防止  
集塵機を配備するなど必要な措置を講じ、集塵機の定期修理を実施し発塵の発生を防止する。
- キ) 飛散の防止  
保管設備の周囲に必要な応じて囲い等を設置するなどの措置を講じ、飛散を防止する。

ク) 火災の防止

焼却施設周辺に消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるように点検整備を行う。

ケ) 異常事態の対応

焼却施設からリサイクル燃料等の漏洩による異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(4) 記録および保存

焼却施設の関連する機器（燃焼室、集塵機等）を維持管理するために、それぞれの温度管理措置を実施及びその記録を作成し3年間保存する。

(5) 事故の防止

常に事故を防止する為に管理室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合は、必要な措置を講ずることにより事故発生を未然に防止する。

尚、事故発生時には当社規定の連絡体制に基づいて対応する。

(6) 周辺地域への配慮

焼却処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等、環境整備を図り当該施設に係る周辺地域の生活環境保全に配慮する。

(7) 再生利用する産業廃棄物の搬入時の確認

ア) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出業者、運搬業者との連絡を密にし、産業廃棄物の種類および数量を事前に確認し処理不可能な廃棄物の受入を防止する。

イ) 荷卸された焼却処理する産業廃棄物に不適当な物が認められた場合はこれを除去する。

(8) 産業廃棄物の保管を行う場合の措置

保管場所の見やすい個所に廃棄物の保管場所である旨その他廃棄物の保管に関する必要な事項（保管する廃棄物の種類、保管場所の管理者の氏名および連絡先、廃棄物の保管の高さ）を表示した掲示板を設ける。尚、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換え、その他必要な処置を講ずる。